

(仮称) 六ヶ所村産業協議会

# 設 立 総 会

日 時 平成16年4月21日(水)  
午前10時  
場 所 スパハウス ろっかぽっか

六ヶ所村産業協議会設立準備委員会

## 総 会 次 第

1. 開 会
2. 設立準備委員会委員長あいさつ
3. 趣意書・経過報告
4. 議 長 選 出
5. 議 事

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | (仮称)六ヶ所村産業協議会規約(案)<br>について、 <i>会員並びに特別会員の同意によって</i> |
| 議案第2号 | 役員を選任並びに顧問、 <del>特別会員</del> の同意に<br>ついて             |
| 議案第3号 | 平成16年度事業計画(案)について                                   |
| 議案第4号 | 平成16年度収支予算(案)について                                   |

6. 会長あいさつ並びに顧問、特別会員、役員紹介
7. 来 賓 祝 辞
8. 村長あいさつ
9. 閉 会

## 議案第1号

### (仮称) 六ヶ所村産業協議会規約 (案) について

#### (名 称)

第1条 この会は、六ヶ所村産業協議会（以下「本会」という。）とする。

#### (目 的)

第2条 (仮称) 六ヶ所村産業協議会は、勤労者の技術力向上を図り、村の産業基盤を高め、地域産業経済の発展に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第3条 本会の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 産業技術支援講座の開設、運営維持に関する事。
- (2) 研修に関する事業。
- (3) 親睦に関する事業。
- (4) その他必要と認められる事業。

#### (会 員)

第4条 本会の設立趣意書に賛同する者をもって組織する。

- (1) 村内の企業。
  - (2) 村内に事業所を置く村外の企業。
- 2 上記以外は、総会又は理事会の同意を得て特別会員を置くことができる。

#### (入 会)

第5条 本会の会員として参加しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

#### (退 会)

第6条 会員が退会しようとするときは、事前にその旨を書面により会長に届

けでなければならない。

(資格の喪失)

第7条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときにその資格を喪失する。

- (1) 企業が解散又は破産したとき。
- (2) 本会に甚だしく損害を与え、又は本会の信用を著しく失墜せしめる行為があったため理事会において除名処分の決定があったとき。

(役員及び選任)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名

2 本会の理事及び監事は、総会において選出する。

3 会長、副会長の選出は、理事の互選とする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2ヶ年とし再任は妨げない。

2 補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了した場合でも、その後任が選任されるまで役員として職務を行う。

(役員職務)

第10条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在又は事故がある場合、会長の職務を代行する。
- (3) 理事は理事会を組織して、重要会務を審議する。
- (4) 監事は会の業務会計について毎年定期的に一回監査を行うほか必要に応じ臨時に行ない、会員に公表しなければならない。

(会議)

- 第11条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集し議長となる。
- 2 定時総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集し、臨時総会は会長が必要と認めるとき、理事会の承認をもって招集する。
  - 3 総会は、会員の半数以上をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

- 第12条 総会においては次の事項について議決をしなければならない。
- (1) 規則の制定、改廃。
  - (2) 予算を定め、決算を承認すること。
  - (3) 本会の重要な財産の取得及び処分に関すること。
  - (4) その他重要な事項。

(理事会)

- 第13条 理事会においては次の事項を審議する。
- (1) 規則の制定、改廃。
  - (2) 予算を定め、決算を承認すること。
  - (3) 本会の重要な財産の取得及び処分に関すること。
  - (4) その他重要な事項。

(委員会)

- 第14条 本会は、理事会の決議を経て、事業を円滑に進めるため委員会を置くことができる。

(顧問)

- 第15条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は総会又は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は重要な会務について諮問に応じ、また意見を述べることができる。

4 顧問の委嘱については、役職とする。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置く。

2 事務局は村商工観光課内に置く。

(会計)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

2 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第18条 会費は毎年、本会の指定する期日までに、一般会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、50,000円とする。

(寄付金及び補助金)

第19条 寄付金及び補助金の收受は、理事会の承認を得なければならない。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

(附則)

この規約は、平成16年 4月21日より施行する。

役員を選任について

【理事、監事の選任】

理 事	
1	(株) 東芝 六ヶ所総合所長 石 井 昇
2	(株) 日立製作所 六ヶ所建設所長 関 本 徹
3	三菱重工 (株) 六ヶ所総合建設所長 平 田 隆
4	日本原燃 (株) 保修部長 四 方 俊 和 (副会長)
5	六ヶ所エンジニアリング (株) 副社長 橋 本 良 春 (会長)
6	原燃エンジニアリング(株) 専務取締役 高 田 秀 明
7	(株) 岡山建設 代表者取締役 荒 谷 清 隆
8	トーヨー工業 (株) 専務取締役 種 市 治 雄
9	青森宝栄工業 (株) 取締役工場長 佐 久 間 和 男
10	(株) ジェイテック 取締役 野 島 立 身
監 事	
1	青森日揮プランテック(株)取締役社長 <del>岡崎隆二</del> 常務取締役 田中孝功
2	(株) 小林商工 代表者取締役 小 林 昭 男

## 議案第3号

### 平成16年度事業計画（案）について

#### 1. 方針

- イ. 産業基盤の向上を図る。
- ロ. 親睦に関する事業の推進。

#### 2. 事業内容

- イ. 産業技術支援講座の開設、運営維持に関する事業（地元勤労者への基本的技術取得の為の教育支援を行うもの）。
- ロ. 研修事業（会員の職員を対象とした講習会等の開催）。
- ハ. 親睦及びその他必要と認められる事業。



議案第4号

平成16年度収支予算(案)について

単位：円

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減額	摘 要
収 入	3,100,000	0	3,100,000	会員42×5万円・補助金100万円
支 出	3,100,000	0	3,100,000	

- ※ 平成16年度収支予算の詳細は、理事会での審議事項とし議決権を委譲する。
- ※ 支出予算は、予算執行上必要が生じた場合は、科目間の流用をすることができる。

上記のとおり提案します。

平成16年 4 月 2 1 日  
六ヶ所村産業協議会